

1. 基本賃金

私たちに適用される給料表は、行政職給料表、教育職給料表（一）、医療職給料表（二）、海事職給料表、技能労務職給料表の合計5表で、それぞれの職種によって適用される給料表が決まっています。そして、その中の「級」を決定することを格付けと言い、適用される「級」すなわち「職務の級」が上がることを昇格と言います。

- (1) [行政職給料表](#) (2) [医療職給料表（二）](#) (3) [海事職給料表](#)
(4) [教育職給料表（一）](#) (5) [技能労務職給料表](#)

2. 初任給の決定

私たちの教職員の初任給は「職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則」により決定されます。

前歴の計算方法：換算年数（月数）＝①経験年数（月数）×②換算率×③調整率

- ① **経験年数（規則第2条第6項）**：「職員が職員として同種の職務に在職した年数
(第6条の規定によりその年数に換算された年数を含む)

※教員の経験年数計算の特例：経験年数の計算は原則として、学歴免許等の資格を取得した以降の経験年数を算定することとされていますが、「高等学校以下の学校の教員については、すべて基礎学歴（新高3）を取得した時以降の経験年数を算定しこの経験年数から、この基礎学歴とその者の有する学歴免許等との修学年数調整表に定める修学年数差を差し引いた年数を、その者の学歴免許に対応する経験年数とする」こととされています。

- ② **換算率**

経	歴	換算率
国家公務員 地方公務員	職務の種類が類似しているもの	100/100
公共企業体職員 政府関係機関職員 外国政府職員	その他のもの	80/100
民間における企業体、団体等の職員としての在職期間	直接関係がある	100/100
	その他のもの	80/100
学校または、学校に準ずる教育機関における在籍期間（正規の修学年数内の期間に限る）		100/100
その他の期間		50/100

- ③ **調整率（規則第14条1997.4.1改正）**

	1年～5年	6年～10年	11年～
行政職等	2/2	2/3	
教育職員	2/2		2/3
技労職員	2/2	4/5	
海事職職員			

※換算率10割の場合は採用前全期間2/2（2006.4.1改正）

3. 人事評価の給与への反映

大分県教育委員会は、2008年の汚職事件の再発防止策の一つとして「教職員人事評価システム」の導入を表明し、その導入にあたっては管理運営事項であることなどを盾に、他の「教育改革」として提言されてきたものと同様に一方的に進めてきました。これに対し、私たち高教組は、相対評価を行い、その評価結果を人事や賃金に反映させようとするこの教職員人事評価システムは「協力・協働で成立している学校現場になじむものではない。」「教職員を競争的環境におくことで現状の多忙化やメンタルダウンによる休職者の増加というような職場課題を一層深刻化させる危険性がある。」「評価者の資質にかかる課題があり、パワーハラスメント等の事案の多発、また上意下達の風潮をより固定化することになる。」等の理由から導入に対して反対の立場でとりくみを進め、制度自体は導入されたものの、賃金や処遇への反映は阻止してきました。

しかしながら、2014年5月に地公法が「改正」され、能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図るため、地方公共団体において人事評価制度を導入することが義務づけられ、その結果を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用するものされたことから、教育長、総務部長、知事との交渉を経て、管理職は、査定昇給が2017年1

月1日から、勤勉手当が2016年6月期から、また、一般職員は、査定昇給が2018年1月1日から、勤勉手当が2017年6月期から、人事評価制度の賃金への反映がなされるようになりました。

人事評価制度の制度設計について県教委は、管理運営事項であることから要望を聞くにとどめるとの立場でしたが、賃金への反映は、私たちの労働条件の際たるものであり、総務省も制度設計にあたっては職員団体との協議を行うこととしていることから、高教組、県教組、県教委の3者で現在も「教職員評価システムについての事務的協議」を定期的開催しています。

【査定昇給】

知事部局	教育委員会	年齢区分	勤務成績区分及び分布率				
			A	B	C	D	E
職 級		55歳超	2号以上	1号	0号	0号	0号
		55歳以下	6号以上	5号	4号	2号	0号
管理職	校長 副校長、教頭、事務長(課長級)、 船長		概ね 10%	概ね 30%			
課長補佐級 係長級	事務長(課長補佐級) 主幹教諭、指導教諭		概ね5%	概ね 25%			
	教諭、養護教諭、栄養教諭 (評価者群Ⅲ)		概ね25% (Aは5%以内)				
主任・主事級 技能労務職	教諭、養護教諭、栄養教諭 (評価者群Ⅳ) 実習教諭等 主任寄宿舎指導員等 学校栄養職員、学校司書、 船舶職員 技能労務職員		当分の間 原則として 運用せず				

※教育委員会の事務職員は知事部局の職級に準じる。

※勤続特昇については2017年に1月1日をもって廃止となりましたが、評価者群Ⅳの教諭等、実習教諭等、主任寄宿舎指導員等、学校栄養職員、学校司書、船舶職員、主任主事級及び現業職員については、当分の間運用されます。

【勤勉手当】

知事部局	教育委員会	職 級	勤務成績区分及び分布率				
			A	B	C	D	E
特定管理 職 員	特定管理職員	成績率	1.34	1.195	1.07	0.905	0.75
		分布率	3%以上	25%以上			
課長級	校長 副校長、教頭、事務長(課長級)、 船長	成績率	1.1	0.985	0.87	0.705	0.6
		分布率	5%以上	25%以上			
課長補佐級 係長級	主幹教諭 指導教諭	成績率	1.015	0.955	0.895	0.705	0.6
		分布率	5%以上	25%以上			
	教諭、養護教諭、栄養教諭 (評価者群Ⅲ)	成績率	1.015	0.955	0.895	0.705	0.6
		分布率	概ね30% (Aは5%以内)				
主任・主事級 技能労務職	教諭、養護教諭、栄養教諭 (評価者群Ⅳ) 実習教諭等 主任寄宿舎指導員等 学校栄養職員、学校司書、 船舶職員 技能労務職員	成績率	1.0	0.95	0.9	0.705	0.6
		分布率	概ね30% (Aは5%以内)				

※教育委員会の事務職員は知事部局の職級に準じる。

4. 長期勤続者の優遇措置

	本 体 措 置		救 済 措 置	
	要 件	加算号給数	要 件	加算号給数
長期勤続	43歳以上かつ勤続年数20年以上	2号	50歳以上かつ勤続年数10年以上	2号以内
特 昇	48歳以上かつ勤続年数25年以上	2号	53歳以上かつ勤続年数10年以上	2号以内
勤続特昇	38歳以上かつ勤続年数15年以上	2号	48歳以上かつ勤続年数8年以上	2号以内

※上記要件を満たした日以降の直近の昇給日に加算措置をします。

※特昇については、2017.1.1から廃止。ただし、評価者群Ⅳの教諭等、実習教諭等、学校栄養職員、船舶職員、主任・主事級、および現業職員については当分の間運用。

- (1) **勤続期間の計算方法**：退職手当条例第7条の規定を準用
- (2) **年齢要件**：長期勤続特別昇給・勤続特別昇給を受ける年度の4月2日に年齢要件を満たしたものとみなす
- (3) **教育職給料表適用者の長期勤続特昇に係る勤続期間の算定方法**：給料表適用の臨時講師全期間を算入

5. 調 整 額

(1) 教職調整額

1960年代、職員会議や子どもたちへのさまざまな関わりは時間外の超過勤務を増大させていきました。しかし、労基法で定められている超勤手当は一切支給されないどころか、私たちの行った賃金闘争に対して当局は、懲戒処分のみならず賃金カットによる攻撃を容赦なく仕掛けてきました。この不公平で理不尽な弾圧に対して、1960年代後半ごろから日教組は全国で超勤手当請求訴訟を起訴し、あいついで勝訴しました。これによって、この問題に対し一定の改善措置を取らざるを得なくなった文部省は、1971年に「国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（「給特法」）を制定し、その中で、超過勤務手当の支給を義務づけた労基法第37条を教育職員には適用除外とするかわり、これに代えて教員の職務と勤務の特殊性を考慮した上で、給料相当の性格を有する教職調整額として本俸の4%にあたる調整額を支給することになりました。

(2) 特別支援学校調整額

職務の複雑さ、特殊性、困難性、勤務の強度、勤務時間等に応じて、給料月額が調整されます。その際適用の対象となるのは、もう、ろう、特別支援学校に勤務する教育職員です。

(調整額) = (調整基本額) × (調整数) ※基本調整額、調整数は下表のとおり

職 種	職 名	調 整 数
教育職	教諭、養護教諭、講師、実習教諭、寄宿舎教師	1

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	9,000円 ただし、 1号級 7,033円、2号級 7,101円、3号級 7,168円、4号級 7,236円、5号級 7,312円 6号級 7,398円、7号級 7,479円、8号級 7,560円、9号級 7,641円、10号級 7,735円 11号級 7,825円、12号級 7,915円、13号級 8,005円、14号級 8,104円、15号級 8,203円 16号級 8,302円、17号級 8,406円、18号級 8,523円、19号級 8,635円、20号級 8,748円 21号級 8,860円、22号級 8,937円
2 級	11,100円 ただし、 1号級 9,027円、2号級 9,103円、3号級 9,180円、4号級 9,256円、5号級 9,337円 6号級 9,414円、7号級 9,490円、8号級 9,562円、9号級 9,643円、10号級 9,729円 11号級 9,814円、12号級 9,900円、13号級 9,976円、14号級 10,066円、15号級 10,156円

	16号級 10,246円、17号級 10,332円、18号級 10,453円、19号級 10,575円、20号級 10,696円 21号級 10,813円、22号級 10,939円、23号級 11,056円
特2級	11,500円
3級	11,900円（条例別表第六イの備考（二）に定める職員にあつては、12,200円）
4級	13,100円

(3) 海事職調整額

適用の対象は、新大分丸乗務員です。

(調整額) = (調整基本額) × (調整数) ※基本調整額、調整数は下表のとおり

職 種	職 名	調整数
海事職	船長、航海士、甲板長、甲板員、機関長、機関士、操機長、機関員通信長、司厨員	1

職務の級	調 整 基 本 額	職務の級	調 整 基 本 額
1級	6,200円	4級	10,600円
2級	6,900円	5級	12,100円
3級	8,600円	6級	12,700円

6. 臨時・非常勤職員等の賃金

(1) 臨時職員の賃金

① 基準号給

ア) 教育職（経験年数による調整基準表）

換算年数 学歴別	3年 未満	3年以上 6年未満	6～9	9～12	12～15	15～18	18～21	21～24	24～27	27～30	30～33	33～36	36～
大学卒	1-25	1-29	1-33	1-37	1-41	1-45	1-49	1-51					
短大卒	1-13	1-17	1-21	1-25	1-29	1-33	1-27	1-41	1-45	1-49	1-51		
高校卒	1-1	1-5	1-9	1-13	1-17	1-21	1-25	1-29	1-33	1-37	1-41	1-45	1-47

※県立学校は、教育職（一）給料表参照 ※前歴を有するものは、経験年数換算率により加算する。

イ) 行政職（経験年数による調整基準表）

換算年数 学歴別	2年 未満	2年以上 4年未満	4～6	6～8	8～10	10～12	12～14	14～16	16～18	18～20
大学卒	1-21	1-25	1-29	1-33	1-37	1-41	1-45	1-49	1-53	1-57
短大卒	1-13	1-17	1-21	1-25	1-29	1-33	1-37	1-41	1-45	1-49
高校卒	1-5	1-9	1-13	1-17	1-21	1-25	1-29	1-33	1-37	1-41

※行政職 給料表参照

ウ) 技能職（高卒6号給～）

- ・余剰学歴を有するものは、正規の就学年数を加算する。
- ・前歴を有するものは、換算の上、24月分を4号として加算する。

② 諸手当について

初任給調整手当、単身赴任手当、特地勤務手当に準ずる手当、へき手当に準ずる手当及び退職手当を除き、その他の手当は職員に準じて支給する。ただし、期末・勤労手当にかかる職務段階別加算措置は適用しない。

③ 赴任旅費

ア) 支給要件

- ・継続して3ヶ月以上勤務が見込まれる者
- ・採用に伴って住居を移転したもの のいずれの要件も満たす場合に限る。

イ) 支給の方法

- ・赴任に伴う旅費は正規職員に準じて支給する。但し移転料、着後手当は正規職員の半額とし、扶養親族移転料は支払わない。（1991.4.1）
- ・4.1付採用の新採用臨時職員にあつては旅行の起点は2月末日の住所とする。（1996.4.1）

(2) 非常勤職員の賃金（2018.4.1）

区分	報酬額／時間
初任者研修に関係しない非常勤講師	高等学校 2,935 円 特別支援学校 3,125 円
初任者研修代替非常勤講師	高等学校 2,805 円 特別支援学校 2,805 円
支援学校に勤務する給食補助員	1,495 円
支援学校に勤務する非常勤講師 (医療的ケアに関わる看護師)	1,980 円
非常勤職員	9,110 円 (基礎報酬 8,180、付加報酬 930 円)
再雇用非常勤職員	9,750 円 (基礎報酬 8,180、付加報酬 1,570 円)

※通勤手当 費用弁償 (交通費の実費支給) ※一時金は無

(3) 賃金職員の賃金 (2018.4.1)

区分	賃金額／1日	区分	賃金額／1日
調理員	7,010 円	休暇代替調理員 (4時間)	3,450 円
調理員 (4時間)	3,620 円	学校司書	6,140 円
休暇代替調理員	6,680 円	農務技師	6,310 円

※通勤手当、一時金無

7. 諸 手 当

(1) 扶養手当

配偶者	9,500 円 (2020 年度までに 6,500 円まで引き下げ)
子	8,500 円 (2020 年度までに 10,000 円まで引き上げ)
配偶者のない者の扶養 1 人めの父母等	8,000 円 (2020 年度までに 6,500 円まで引き下げ)

※月々の所得に変動がある扶養親族でも 1 年間の総所得が「基準年額」に満たない場合は認定できる。(1997.12.1)

※職員の父母の認定について父母一人あたりの「基準収入年額」(130 万円)の 2 倍の額とする。(2000.1.1)

※父母の世帯所得の合計額に関係なく、父または母の所得が基準年額以下であり、職員に扶養されている実態が認められれば手当を支給する。(2018.1.1)

教育加算

満 16 歳の年度初めから満 22 歳の年度末までの子について、1 人につき 5,000 円加算する。(1998.4.1)

- ① 支給要件：子・孫及び弟妹については、満 22 歳に達する日以降の最初の年度末まで支給 (1999.4.1)
- ② 児童手当との調整措置は、1992 年 1 月 1 日より廃止。

(2) 住居手当

① 借家・借間の場合

基礎控除額	12,000 円	1/2 加算限度額	16,000 円
全額支給の限度額	11,000 円	最高支給限度額	27,000 円

家賃額	支給額
0～12,000 円	0 円
12,000～23,000 円	(家賃額) - 12,000 円
23,000～55,000 円	$\frac{(\text{家賃額}) - 23,000 \text{ 円}}{2} + 11,000 \text{ 円}$
55,000 円以上	27,000 円

※家賃額は駐車料金 (1 台分) も含めて算定する。(1992.1.1) ※職員住宅の手当は廃止 (2011.4.1)

② 下宿の場合：下宿料の次の率分が家賃相当額として支給対象となる。

③ 単身赴任手当受給者に係る特例措置 (1998.1.1)

職員が次の要件を満たす場合は、留守家族の居住する住宅の住居手当の 1/2 (最高 13,500 円) を加算して支給、その場合の条件は

- ア. 単身赴任手当受給者であること
- イ. 職員が家族の居住する借間、借家を借り受け、かつ、職員が借上料を支払っていること
- ウ. 留守家族の居住する住宅の住居手当を支給されていないこと

(3) 通勤手当

① **支給対象者**：住居～職場までの通勤距離が2 km 以上、交通機関および交通用具を常例として使用する職員

② **支給額**

ア) 交通機関利用者 通常運賃相当額の支給上限 55,000 円 (2004. 4. 1)

イ) 交通容疑使用者 (自転車を含む支給額)

片道の使用距離	支給額	片道の使用距離	支給額	片道の使用距離	支給額
2 km以上 4 km未満	2,100 円	30 km以上 35 km未満	22,700 円	65 km以上 70 km未満	44,000 円
4 km以上 7 km未満	4,100 円	35 km以上 40 km未満	25,600 円	70 km以上 75 km未満	48,000 円
7 km以上 10 km未満	6,600 円	40 km以上 45 km未満	28,100 円	75 km以上 80 km未満	51,000 円
10 km以上 15 km未満	9,300 円	45 km以上 50 km未満	30,500 円	80 km以上 85 km未満	54,000 円
15 km以上 20 km未満	12,700 円	50 km以上 55 km未満	33,500 円	85 km以上	55,000 円

ウ) 特急料金、高速道路・自動車専用道路通行料金

○特急料金：通常運賃とあわせ 55,000 円まで支給。55,000 円を超える場合は、55,000 円に加え、55,000 円を超えた額の 3/4 の合計金額を支給 (2014. 4. 1)

○高速道路・自動車専用道路通行料金：上記ア、イに以下の額を加算 (上限なし) (2014. 4. 1)

①ETC を設置している場合 { (片道高速利用料金×50%) ×31 回+ (片道高速利用料金) ×11 回} ×3/4

②ETC を設置していない場合 (片道高速利用料金×21 日×2 回) ×3/4

	要件	備考
特急	片道の利用区間が 40km 以上 (1996. 1. 1)	・ダイヤの都合上片道のみの利用も可 (1997. 4. 1) ・通常運賃とあわせ 55,000 円まで支給 (2007. 4. 1)
高速道路・ 自動車専用道路	片道の利用区間が 40km 以上	・高速道路を利用しない場合の片道の通勤距離が 40km 以上の職員で、次の I. C. 全区間を往復とも常例として利用 別府—宇佐 (1999. 1. 1) 別府—米良 (2001. 4. 1) 大分—安心院 (2002. 1. 1) 大分—湯布院 (2002. 1. 1) 大分—津久見 (2002. 1. 1) 大分—農業文化公園 (2003. 1. 1) *国道 10 号線「ふるさと林道」豊後高田・山香線入口交差点通過者に限る 大分—臼杵 (2003. 1. 1) 宮川内—佐伯 (2009. 1. 1) 大分光吉—津久見 (2018. 1. 1) ・空港道路と高速道路・自動車専用道路を併用し、合計利用距離が 40km 以上 (2010. 12. 1)

(4) **定通手当**

夜間定時制に常勤する教員 (教諭・養護教諭・助教諭・養護助教諭・常勤講師・実習教諭) に、(基本給+調整額 (4%)) の 5%、昼間定時制常勤者、通信制常勤者は 3% が支給されます。

(5) **産業教育手当**

実習を伴う農業・工業・水産の専門教科の授業及び実習を担当する 時数とその者の授業及び実習を担当する総時数の 1/2 以上であるとき その教員 (教諭・助教諭・常勤講師・実習教諭) に、基本給+調整額 (4%) の 5% が支給されます。但し、定通手当と併給の場合は 3% となります。

(6) **義務教育等教員特別手当 (教員特別手当)**

1974 年に成立した「学校水準維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法」(人確法) によって、教育 職員に対し 4% 程度の金額が支給されることになりました。

(2011. 1 から 1.5%、別表の通り。)

但し、農業科・水産科の教員および定時制・通信制高校に勤務する 教員については 75%、工業科の教員については 50% に調整されます。

別表

職員の区分	号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		円	円	円	円	円
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	1 ~ 4	2,000	2,500	3,500	5,100	6,800
	5 ~ 8	2,000	2,600	3,700	5,200	6,900
	9 ~ 12	2,100	2,800	3,800	5,400	7,100
	13 ~ 16	2,200	2,900	4,000	5,500	7,200
	17 ~ 20	2,300	3,000	4,300	5,700	7,400
	21 ~ 24	2,400	3,200	4,500	5,900	7,500
	25 ~ 28	2,600	3,300	4,700	6,000	7,600
	29 ~ 32	2,700	3,500	4,900	6,100	7,700
	33 ~ 36	2,800	3,700	5,100	6,300	7,900
	37 ~ 40	2,900	3,800	5,300	6,400	8,000
	41 ~ 44	3,100	4,100	5,400	6,600	
	45 ~ 48	3,200	4,300	5,600	6,800	
	49 ~ 52	3,300	4,500	5,700	6,900	
	53 ~ 56	3,400	4,800	5,800	7,000	
	57 ~ 60	3,500	4,900	6,000	7,100	
	61 ~ 64	3,600	5,100	6,100	7,200	
	65 ~ 68	3,700	5,300	6,300	7,300	
	69 ~ 72	3,800	5,400	6,400	7,400	
	73 ~ 76	3,900	5,500	6,500	7,500	
	77 ~ 80	4,000	5,600	6,700	7,500	
	81 ~ 84	4,100	5,800	6,800		
	85 ~ 88	4,100	5,900	6,900		
	89 ~ 92	4,200	6,100	6,900		
	93 ~ 96	4,300	6,200	7,000		
	97 ~ 100	4,400	6,300	7,200		
	101 ~ 104	4,400	6,400	7,200		
	105 ~ 108	4,500	6,500	7,200		
	109 ~ 112	4,500	6,600	7,300		
	113 ~ 116	4,600	6,700			
	117 ~ 120	4,700	6,800			
121 ~ 124	4,700	6,900				
125 ~ 128	4,800	6,900				
129 ~ 132	4,900	6,900				
133 ~ 136	4,900	7,000				
137 ~ 140	4,900	7,100				
141 ~ 144	5,000	7,100				
145 ~ 148	5,100	7,100				
149 ~ 152	5,100	7,100				
153						
再任用職員		3,200	3,800	4,500	5,100	6,400

※適用 …教諭・助教諭・養護教諭・養護助教諭・講師・実習教諭・寄宿舎教師

(7) 期末勤勉手当

①算定式：期末手当 (基本給+調整額+扶養手当+加算額) × (支給割合) × (支給率)

勤勉手当 (基本給+調整額+加算額) × (支給割合) × (支給率)

※ (加算額) = (基本給+調整額) × (加算割合)

〈育児休業中の職員の期末勤勉手当について〉

- ・ 基準日に育児休業中の職員のうち、算定期間内に勤務実績がある職員に対し、期末・勤勉手当又は期末特別手当を支給（2000. 1. 1）
- ・ 育児休業の承認期間が1ヶ月以下である場合、期末手当の在職期間から当該育児休業期間を除算しない取扱いに変更（2011. 12. 1）

②支給割合

	6月期	12月期	合計
期末手当	1. 225 月 (0. 65 月)	1. 375 月 (0. 35 月)	2. 6 月 (1. 0 月)
勤勉手当	0. 9 月 (0. 425 月)	0. 9 月 (0. 425 月)	1. 8 月 (0. 85 月)
合計	2. 125 月 (1. 075 月)	2. 275 月 (0. 775 月)	4. 4 月 (1. 85 月)

③在職期間又は勤務期間による支給率

期末手当		勤勉手当	
在職期間	支給率	勤務期間	支給率
6ヶ月	100/100	6.0月	100/100
5ヶ月～6ヶ月未満	80/100	5.5月～6.0月未満	95/100
3ヶ月～5ヶ月未満	60/100	5.0月～5.5月未満	90/100
3ヶ月未満	30/100	4.5月～5.0月未満	80/100
		4.0月～4.5月未満	70/100
		3.5月～4.0月未満	60/100
		3.0月～3.5月未満	50/100
		2.5月～3.0月未満	40/100
		2.0月～2.5月未満	30/100
		1.5月～2.0月未満	20/100
		1.0月～1.5月未満	15/100
		0.5月～1.0月未満	10/100
		0.5月未満	5/100

④支給日と基準日

区分	支給日	基準日
6月	6月30日	6月1日
12月	12月10日	12月1日

⑤期末・勤勉手当職務段階別加算措置の加算割合表（人事委員会規則第5条の2）

（1990. 4. 1 導入・2010. 4. 1 改正）

給料表	職 員		加算割合	
	職級等	職務の級等		
行政職給料表	部長級		20%	
	次長級			
	課長級		15%	
	課長補佐級		10%	
	係長級	職務の級が4級の職員（係長級在級年数3年以上又は4級45号給以上の職員に限る）		10%
		職務の級が4級の職員（係長級在級年数3年以上及び4級45号給以上の職員を除く）及び3級の職員		5%
	主任・技師級	職務の級が3級の職員（旧給料表の6級19号給（経過期間12月）以上の号給から、2006年4月1日に新給料表に切り替わった職員に限る）		10%
職務の級が3級の職員（上記職員を除く）			5%	
教育職給料表（一）	校長		15% （人事委員会 が別に定める 職員について は20%）	
	副校長		15%	
	教頭		10%	
	主幹教諭・指導教諭		10%	
	教諭・養護教諭 講師（任期の期限を 付さない講師に限	2級111号給以上の職員		10%
		2級33号給以上2級110号給以下の職員		5%

	る)		
	講師 養護助教諭 実習教諭等 寄宿舎教師等	職務の級が2級の職員（免許を有する実習助手にあつては2級111号給以上、その他の職員にあつては2級97号給以上に限る）及び1級の職員（免許を有する実習助手にあつては旧給料表の2級28号給（経過期間12月以上）の号給から、その他の職員にあつては旧給料表の2級24号給（経過期間12月以上）の号給から、2006年4月1日に新給料表に切り替わった職員に限る）	10%
		職務の級が2級の職員（免許を有する実習助手にあつては2級33号給以上2級110号給以下の者に限り、その他の職員にあつては2級97号給以上の者を除く）及び1級の職員（免許を有する実習助手にあつては旧給料表の2級9号給（経過期間12月以上）以上2級28号給（経過期間12月未満）の号給から、その他の職員にあつては旧給料表の1級15号給（経過期間12月以上）以上2級24号給（経過期間12月未満）以下の号給から、2006年4月1日に新給料表に切り替わった職員に限る）	5%
技能 労務 職		職務の級が5級の職員（5級57号給以上の職員に限る。）、職務の級が4級の職員（4級65号給以上の職員に限る。）及び職務の級が3級の職員（3級89号給以上の職員に限る。）	10%
		職務の級が2級以上の職員（上記の職員を除く。）	5%

〔再任用職員〕

給料表	職務の級等	加算割合
行政職給料表	職務の級が3級の職員	5%
医療職給料表（二）	職務の級が4級の職員	
教育職給料表（一）	職務の級が2級の職員	
教育職給料表（二）	職務の級が2級の職員	
技能労務職		

(8) 単身赴任手当（1993.4.1）

基本的な支給要件（全要件を満たすこと）

- ① 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、（転居）
- ② やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居し、（別居）
- ③ 単身で生活することを常況とし、（単身）
- ④ 距離要件（40km以上）を満たす（通勤困難）

以下の場合の認定については最終的には県教委との協議が必要。

- ・異動・移転から1月経過後の転居でも異動・移転に起因する場合認める。
- ・通勤距離は40km未満であるが、身体障害等により通勤できない場合。
- ・配偶者のいない職員が同居の扶養親族たる父母と別居する場合。

(ア) 基礎月額 30,000円

(イ) 加算月額 (km)

交通距離	加算月額	交通距離	加算月額
60km以上～80km未満	4,000円	900km以上～1,100km未満	40,000円
80km以上～100km未満	6,000円	1,100km以上～1,300km未満	46,000円
100km以上～300km未満	8,000円	1,300km以上～1,500km未満	52,000円
300km以上～500km未満	16,000円	1,500km以上～2,000km未満	58,000円
500km以上～700km未満	24,000円	2,000km以上～2,500km未満	64,000円
700km以上～900km未満	32,000円	2,500km以上～	70,000円

(9) その他の手当

① 海事職に係る手当

ア) 航海日当

区分	1・2級	3・4級	5・6級
近海	1,400円	1,450円	1,500円
遠海	1,800円	1,850円	1,900円

イ) 賄料 (人事委員会勧告標準生計費の独身男子1人1日当たりの食糧費) 1日 990円 (1990.7.1)

② 宿日直手当 (宿日直手当の額を定める規則) (2000.1.1)

ア) 通常の宿日直 (第1条) (もう・ろう・別府支援および海洋科学学校の実習船)

・勤務1回 4,200円 (5時間未満:2,100円)

イ) 集団宿泊研修施設における宿直 (2条2項2号) (双国、雄城台、鶴崎、鶴城、竹田、日田、中津南)

・勤務1回 5,900円 (5時間未満:2,950円)

ウ) 舎監としての宿日直 (第2条2項3号) (海洋科学学校の寮)

・勤務1回 5,900円 (5時間未満:2,950円)

エ) 特殊な宿日直 (第2条1項) (管理・監督・介助業務等および12月29日から1月3日までの宿日直)

・勤務1回 7,200円 (5時間未満:3,600円) ※ア)～ウ)の場合にも適用される。

(10) 特殊勤務手当 (学校職員の特殊勤務手当支給条例)

手当名	支給要件	対象職員	手当額	
夜間定時制勤務手当	高等学校の職員が夜間定時制課程に本務として勤務する場合	事務職員等	日額 200円	
通信教育手当	職員が通信教育の添削指導又は面接指導に従事した場合	教育職員	1教科 4,000円 2教科以上 6,000円	
盲学校理療手当	もう学校に勤務し、理療に関する実技の教育指導に本務として従事する教育職員	教育職員	日額 100円	
昼夜間勤務手当	職員が全日制課程と定時制課程の教科を兼務して勤務する場合	教育職員	本務の授業時間数が1週間15時間以上と15時間未満の場合に、日数と時間数によって額が異なる。 月額 5,200円から23,400円	
トラクタ等運転手	大型特殊免許有る者がトラクタもしくはブルドーザを運転して農耕作業に従事したとき、又はコンバインを運転して収穫作業に従事したとき	農務技師	日額 230円	
危険物取扱手当	職員が有毒農薬を使用しての農作物等の害虫防除作業に従事したとき	職員	日額 290円 農薬の拡大 3種類	
多学年学級手当	多学年学級における授業又は指導に従事する場合	教育職員	2学年 290円	
実習船指導教官手当	海洋科学高等学校に勤務する教育職員が漁業実習のため練習船に乗り組み指導業務に従事したとき	遠洋漁業の実習の場合	教育職員	日額 5,100円
		その他の実習の場合	教育職員	日額 1,700円
入学者選抜事務従事手当	高等学校、もう学校、ろう学校、養護学校の職員が週休日等に入学者選抜事務に従事したとき	教育職員	1時間 400円	
夜間実習手当	高等学校に勤務する職員が養蚕、畜産その他実習に関する業務に夜間宿泊して従事する場合	職員	1夜 5,900円	
漁獲手当	海洋科学高等学校に勤務する職員 (教育職員を除く) 漁業実習のため練習船に乗り組み漁業実習の指導に従事したとき	職員	(漁獲物売払金 - 販売手数料) の100分の20	
教員特殊業務手当	災害時緊急業務手当 (災害時)	非常災害時における児童若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務	教育職員	日額 8,000円
		被害が特に甚大な非常災害時		日額 6,400円 (加算)
	災害時緊急業務手当 (疾病・補導時)	児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う緊急の業務。児童又は生徒に対する緊急の補導業務	教育職員	日額 7,500円
	修学旅行等引率指導業務手当	修学旅行、林間・臨海学校等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの	教育職員	日額 4,550円
対外運動技引率指導業務手当	体外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で、泊を伴うもの又は勤務を要しない日等に行うもの	教育職員	日額 4,250円	

部活動手当	部活動における児童又は生徒に対する指導業務で 週休日等又は週休 日等以外の土曜日若しくはこれ に相当する日に行うもの	教育職員	2時間以上 1,400円 4時間以上 3,000円 6時間以上 4,000円
教育業務連絡指導 手当	主任等が、教務その他の教育に関する業務について の連絡調整及び指導助言に従事する場合	指定する 主任	日額 200円

※「週休日」＝日曜日及び土曜日（学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条 例第5条）

※「週休日等」＝学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例第5条に規定する週休日及び職員の給与に関する条例第17条の
規程により休日勤務手当が一般の職員に対して支給される日

(11) 退職手当

退職手当は、職員が退職または死亡した場合に、その者またはその遺族に一時金として、支給される給与です。

(1) 手当の計算

退職手当額（新条例等退職手当額）＝基本額（退職日給料月額×退職事由・勤続年数別支給率×特別加算）
＋調整額

①（新制度退職手当額）、②（新制度切替日前日額）の金額を計算し、金額の高い方を支給。

【用語の解説】

① **新制度退職手当額**：現に退職する場合の退職手当額

基本額（退職日給料月額 × 退職事由別・勤続年数別支給率 × ③調整率（0.837））＋ ④調整額

上記計算で使う金額等については以下のとおり。

給与月額	退職日の給料表の金額＋給料の調整額 *現給保障額ではありません *⑤の優遇措置が適用される場合の割増年齢は退職時点
支給率	新条例
勤続年数	退職時点

② **新制度切替日前日額**：2006年3月31日に同一理由で退職したと仮定した場合の退職手当額

切替日前日給料月額 × 退職事由別・勤続年数別支給率 × ③調整率（0.837）

上記計算で使う金額等については以下のとおり。

給与月額	2006年3月31日時点（給料の調整額を含む） *⑤の優遇措置が摘要される場合の割増年齢は2006年3月31日時点
支給率	旧条例
勤続年数	退職時点

③ **調整率** 全退職者 0.837

④ 調整額

基礎在職期間（退職手当の算定の基礎となる勤続期間）の各月ごとに、当該各月にその者が属していた職員の
区分（第1号から第8号）に応じて定める額のうち、その額が多いものから60月分（5年分）を合計した額が退
職手当の調整額として、退職手当の基本額に加算されます。

※「退職前60月」、「連続して60月」ではありません。

※勤続9年以下の自己都合退職者等は支給されません。また、勤続4年以下の退職者（自己都合退職者以外）及び勤続10年以上
24年以下の自己都合退職者は調整額が半額になります。

区分 職種	第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号	第7号	第8号
行政職	9級 (旧11級)	8級 (旧10級)	7級 (旧9級)	6級 (旧8級)	5級 (旧7級)	4級 (旧6級)	3級 (旧5・4級)	2級 (旧3級) 1級 (旧2・1級)
	65,000	59,500	54,150	43,350	32,500	27,100	21,700	0
医療職 (二)			7級	6級	5級 ①12%	5級 左記以外	4級 3級	2級 1級
				33,350	25,000	20,850	17,700	0
海事職					6級	5級	4級	3級 2級 1級
					25,000	20,850	17,700	0

技能 労務職						5 級 (05年3月31日までは40号給以上)	4 級 3 級 2 級 (05年3月31日までは20号給以上39号給以下)	1 級 (05年3月31日までは19号給以下)
						18,775	16,700	0
教育職 (一) 教育職 (二)		4 級 ①20%	4 級 ①15% ②16% 14%	4 級 左記以外	3 級 特 2 級 2 級 ①10%	2 級 ① 5 %	2 級 左記以外 1 級 ① 5 %	1 級 左記以外
	65,000	59,500	54,150	43,350	32,500	27,100	21,700	0

※①：期末手当 役職段階別加算の支給率 ②：管理職手当の支給率

⑤ 優遇措置（定年前早期退職特別措置）

退職時年齢 45 歳～59 歳（労務職員は 48 歳～62 歳）かつ勤続年数 20 年以上の勸奨による退職（希望勸奨を含む）について、退職手当の算定の基礎となる給料月額を割増します。（定年退職日前 1 年以内の退職を除く。）

$$\text{退職日給料月額} \times \{1 + 0.03 \times (\text{定年年齢} - \text{退職年度の年度末年齢})\}$$

旧条例支給率（2006年3月31日まで）

退職事由	3 条		4 条	5 条	
	20年未満	20年以上 25年未満	25年以上		
自己都合	20年未満	20年以上 25年未満	25年以上		
公務外死亡		20年未満	20年以上 25年未満	25年以上	
公務外傷病		25年未満	25年以上		
勸奨及定年		20年未満	20年以上 25年未満	25年以上	
公務上の 傷病及死亡				(全部)	
整 理				(全部)	
勤	1	0.60	1.00	-	(3.6a) 1.05
	2	1.20	2.00	-	(4.5a) 3.00
	3	1.80	3.00	-	(5.4a) 4.50
	4	2.40	4.00	-	(5.4a) 6.00
	5	3.00	5.00	-	7.50
	6	4.50	6.00	-	9.00
	7	5.25	7.00	-	10.50
	8	6.00	8.00	-	12.00
	9	6.75	9.00	-	13.50
	10	7.50	10.00	-	15.00
続	11	8.88	11.10	-	16.65
	12	9.76	12.20	-	18.30
	13	10.64	13.30	-	19.95
	14	11.52	14.40	-	21.60
	15	12.40	15.50	-	23.25
年	16	13.28	16.60	-	24.90
	17	14.16	17.70	-	26.55
	18	15.04	18.80	-	28.20
	18	15.92	19.90	-	29.85
	20	-	21.00	26.25	31.50
	21	-	22.20	27.75	33.30
	22	-	23.40	29.25	35.10
	23	-	24.60	30.75	36.90
	24	-	25.80	32.25	38.70
	25	-	-	33.75	40.50
数	26	-	-	35.25	42.30
	27	-	-	36.75	44.10
	28	-	-	38.25	45.90
	29	-	-	39.75	47.70
	30	-	-	41.25	49.50
	31	-	-	42.50	51.00

新条例支給率（2006年4月1日～）

退職事由	3 条		4 条	5 条	
	20年未満	20年以上		20年未満	
自己都合	20年未満	20年以上		20年未満	
公務外死亡		11年未満	11年以上 25年未満	25年以上	
公務外傷病		(全部)			
勸奨及定年		11年未満	11年以上 25年未満	25年以上	
公務上の 傷病及死亡				(全部)	
整 理				(全部)	
勤	1	0.60	1.00	-	(3.6a) 1.05
	2	1.20	2.00	-	(4.5a) 3.00
	3	1.80	3.00	-	(5.4a) 4.50
	4	2.40	4.00	-	(5.4a) 6.00
	5	3.00	5.00	-	7.50
	6	3.60	6.00	-	9.00
	7	4.20	7.00	-	10.50
	8	4.80	8.00	-	12.00
	9	5.40	9.00	-	13.50
	10	6.00	10.00	-	15.00
続	11	8.88	11.10	13.875	16.65
	12	9.76	12.20	15.250	18.30
	13	10.64	13.30	16.625	19.95
	14	11.52	14.40	18.000	21.60
	15	12.40	15.50	19.375	23.25
年	16	15.39	17.10	21.375	24.90
	17	16.83	18.70	23.375	26.55
	18	18.27	20.30	25.375	28.20
	18	19.71	21.90	27.375	29.85
	20	-	23.50	29.375	31.50
	21	-	25.50	31.375	33.15
	22	-	27.50	33.375	34.80
	23	-	29.50	35.375	36.45
	24	-	31.50	37.375	38.10
	25	-	33.50	-	39.75
数	26	-	35.10	-	41.55
	27	-	36.70	-	43.35
	28	-	38.30	-	45.15
	29	-	39.90	-	46.95
	30	-	41.50	-	48.75
	31	-	42.70	-	50.55

32	-	-	43.75	52.50
33	-	-	45.00	54.00
34	-	-	46.25	55.50
35	-	-	47.50	57.00
36	-	-	48.75	57.00
37	-	-	50.00	57.00
38	-	-	51.25	57.00
39	-	-	52.50	57.00
40	-	-	53.75	57.0

32	-	43.90	-	52.35
33	-	45.10	-	54.15
34	-	46.30	-	55.95
35	-	47.50	-	57.00
36	-	48.70 <small>(公務外傷病は47.5)</small>	-	57.00
37	-	49.90	-	57.00
38	-	51.10	-	57.00
39	-	52.30	-	57.00
40	-	53.50	-	57.00

注1. ()内は、最低保障である。

- aは基本給月額を示し、基本給月額とは給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する調整手当（又はこれらに相当する手当）の月額の合計額をいう。
- 第4条適用者については支給率が60を超えるときは60とする。
- 通勤災害による傷病は公務外死亡と同じ支給率を適用する。

注1. ()内は、条例6条の5の最低保障である。

- aは基本給月額を示し、基本給月額とは給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当（又はこれらに相当する手当）の月額の合計額をいう。

8. 休職者のあつかい

(1) 復職時給料月額

調整休職期間等換算表

事 由	換算率
公務上の負傷又は疾病による休職及び休暇	3 / 3以下
通勤による負傷又は疾病による休職及び休暇	3 / 3以下
専従許可の有効期間	2 / 3以下
私傷病による休職及び休暇並びに結核疾患による休職及び休暇	1 / 2以下
刑事事件に関し、起訴された場合の休職（但し、無罪判決）	3 / 3以下
育児休業期間	2 / 2以下 (2007. 8. 1～それ以前は1/2)

復職時上記の換算割合で調整し、3年経過後、残りを調整する。したがって復職3年経過後には完全に10割調整される。2007年7月31日以前の育児休業期間についても、全て勤務していたものとみなして復職時に給料を調整

(2) 休暇・休職者の給与

休 暇 休職事由	休 暇 (勤務時間及び休暇条例8条・9条)		休 職 (給与条例24条)	
	期 間	支給される給与	期 間	支給される給与
1 公務上による	3年以内	給与の全額	休職期間中 給与の全額	
2 結核性疾患による	90日以内	給与の全額	3年以内	2年 給料、扶養・地域・住居・期末手当の80/100
				3年目 無給
3 その他の私傷病による	最小限必要と認める期間 (最大90日) (精神疾患は180日)	給与の全額	3年以内	1年 給料、扶養・地域・住居・期末手当の80/100
				2、3年目 無給
4 刑事事件による			係争中	給料、扶養・地域・住居・期末手当の60/100
5 上記各号以外			休職期間中	給料、扶養・地域・住居・期末手当の70/100以内

※1. 表中「給与の全額」には通勤手当や特殊手勤務当のような勤務の実績がなければ支給されないものは含まれない。

※2. 「無給」になった場合は共済組合より「傷病手当金」が支給される。

※3. 停職中は上記のいずれも支給されない。

(3) 定期昇給の抑制

定期昇給の期日は1月1日、1年に4号昇級しますが、以下の場合には基本的な昇級号数4号が抑制されます。

	抑制号数	昇級号数
戒 告	1 号	3 号
減 給	2 号	2 号
停 職	3 号	1 号
育児休業6ヶ月以内	1 号	3 号
育児休業6ヶ月以上	2 号	2 号
病気休暇日が週休日を含んで60日を越える場合 ※180日を越えると昇級0号	1 号	3 号